

葛飾区立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

葛飾区教育委員会

—目 次—

1	はじめに	1
2	本計画の基本的な考え方	2
3	葛飾区立学校の現状	2
(1)	時間外在校等時間	2
(2)	年次有給休暇の取得日数	3
(3)	ストレスチェック	4
4	本計画の目標	4
(1)	国の指針が求める達成目標	4
(2)	本計画の目標	5
(3)	計画期間	5
5	取組体系	6
6	取組の内容	8
(1)	「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	8
(2)	教育職員が担う業務の適正化	25
(3)	教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	27
7	本計画の推進に向けて	29
(1)	保護者・地域への周知と理解促進	29
(2)	実施状況の公表及び総合教育会議での報告	29
(3)	取組の効果検証と見直し	29
(4)	文部科学省・東京都教育委員会への働きかけ	29

1 はじめに

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大することによって業務が積み上がり、教育職員の厳しい勤務の実態が顕在化してきました。

そのような中、平成31年1月25日に中央教育審議会が取りまとめた『新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）』において、学校における働き方改革に関する取組の徹底が提言されました。

葛飾区教育委員会は、同年3月29日に「葛飾区立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教育職員を原則ゼロにすること、年次有給休暇の取得日数10日未満の教育職員を原則ゼロにすることを目標に掲げ、葛飾区立学校に勤務する教育職員の長時間勤務の改善と学校教育の質の維持・向上に努めてきました。

具体的には、出退勤管理システムによる勤務時間管理の徹底、定時退庁日・学校閉庁日の設定等によって教育職員の意識改革を進めるとともに、学校行事等の精選、業務を支援する外部人材の拡充、ICTによる業務効率化等によって教育職員の業務負担の軽減を着実に進め、時間外在校等時間を削減してきました。しかしながら、教育職員の長時間勤務の解消までには至っていない状況にあり、働き方改革の更なる推進が課題となっています。

全国的にも依然として長時間勤務の実態があること、加えて、教育職員不足が憂慮すべき状況であること、メンタルヘルス対策も課題となっていることから、令和6年8月27日に中央教育審議会において『「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）』が示され、学校における働き方改革の更なる加速化や教育職員の処遇改善等が提言されました。

このことを踏まえ、国は、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」を公布し、学校における働き方改革の更なる加速化を図るため、サービスを監督する教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定を義務付けました。また、同年9月に「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下、本計画書において「指針」という。）を改正し、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の達成目標や具体的な取扱内容を示しました。

葛飾区教育委員会においても、働き方改革の加速化を図り、教育職員の長時間勤務を是正するため、令和8年度から11年度までの間を計画期間とし、指針に基づく達成目標と具体的な取組を示した「葛飾区立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

教育職員一人一人が、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して生き活きと児童生徒への教育に邁進できるよう、本計画に基づき、様々な取組を進めてまいります。

2 本計画の基本的な考え方

葛飾区教育委員会は、教育職員一人一人が、専門性を最大限に発揮しながら生き生きと児童生徒への教育に邁進できるようにすることによって、子どもたちの学びを充実させていきます。そのため、国の指針が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し、各学校における教育職員が担う業務の適正化、健康及び福祉の確保に関する取組を実施します。

特に、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直しでは、登下校時の通学路における日常的な見守り活動や放課後から夜間等における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応などの「学校以外が担うべき業務」、学校プール・体育館等の施設・設備の管理や調査・統計等への回答などの「教師以外が積極的に参画すべき業務」、授業準備や学校行事の準備・運営等の「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の分類ごとに業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等に取り組み、教育職員が子どもたちと向き合う時間や教材研究等を行う時間を確保していきます。

同時に、教育職員の健康確保のための取組やワーク・ライフ・バランスを向上させる取組を推進していきます。

3 葛飾区立学校の現状

(1) 時間外在校等時間

葛飾区教育委員会は、令和2年度に導入した出退勤管理システムにより、教育職員の在校等時間を一括して管理しています。

次の表は、直近3か年の各10月における時間外在校等時間が45時間以上である教育職員数をまとめたものです。令和7年10月における時間外在校等時間が45時間以上の教育職員は554人であり全教育職員数の約3割となっています。

○時間外在校等時間（45時間以上である教育職員数（各年度10月の数値））

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全体	590人	581人	554人

次の表は「全体」から、「幼稚園」と「保田しおさい学校」を除いた小学校及び中学校の職層ごとに分類した内訳です。小学校の副校長・教諭等は時間外在校等時間が45時間以上である教育職員数が減少傾向にあります。

○時間外在校等時間

（45時間以上である教育職員数の校種・職層ごとの内訳（各年度10月の数値））

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	校長	16人	13人	16人
	副校長	36人	33人	29人
	教諭等	342人	331人	295人
中学校	校長	2人	4人	2人
	副校長	12人	16人	16人
	教諭等	179人	182人	192人

※「教諭等」は校長・副校長を除く全ての教育職員
（主幹教諭・主任教諭・養護教諭・栄養教諭含む）

各年度における教育職員の1か月の時間外在校等時間の平均は、次のとおりです。全体としては微かに減少傾向にあります。

○時間外在校等時間（各年度1か月平均）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (4月～1月)
全体	32.2時間	31.1時間	30.4時間
小学校	32.8時間	30.9時間	29.4時間
中学校	31.2時間	31.7時間	32.3時間

※ 時間外在校等時間及び年次有給休暇の表において、「全体」の数値には、幼稚園、保田しおさい学校の教育職員を含めていますが、校種ごとの表には、1園・1校で教育職員数の少ない幼稚園、保田しおさい学校のデータは表記していません。

(2) 年次有給休暇の取得日数

教育職員の年次有給休暇の平均取得日数の推移は、次の表のとおりです。全体的に取得日数は、増加傾向にあります。

○年次有給休暇の平均取得日数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	14.8日	15.4日	15.8日
小学校	15.2日	15.5日	16.2日
中学校	14.0日	15.1日	15.1日

また、小学校及び中学校の職層ごとに分類した年次有給休暇の平均取得日数は、次の表のとおりです。副校長の平均取得日数が少なく、教諭等は平均取得日数が多い傾向にあります。

○年次有給休暇の平均取得日数（校種・職層ごとの内訳）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	校長	13.2日	13.0日	15.1日
	副校長	10.7日	12.2日	13.5日
	教諭等	15.5日	15.8日	16.4日
中学校	校長	12.7日	12.6日	13.2日
	副校長	8.6日	10.9日	9.9日
	教諭等	14.3日	15.4日	15.5日

※ 「教諭等」は校長・副校長を除く全ての教育職員
(主幹教諭・主任教諭・養護教諭・栄養教諭含む)

(3) ストレスチェック

葛飾区教育委員会は、平成28年度から教育職員に対して、ストレスチェック(※)を実施しています。結果及び受検者数については、次の表のとおりです。全体的な傾向として、「職場の支援」のポイントが低い反面、「仕事のコントロール」のポイントが高くなっています。仕事の量やコントロール度合を改善することで、「総合健康リスク」も大きく引き下がるのが期待できます。

○ストレスチェック結果

(全国平均100 数値が高い=高ストレス)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
仕事のコントロール	109	105	105	(高ストレス)
職場の支援	88	85	85	(低ストレス)
総合健康リスク	95	89	89	(低ストレス)
(参考) 受検者数	1,726人	1,762人	1,873人	

※ストレスチェック

ストレスチェックとは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、労働者のストレス状態を調べる検査。葛飾区立学校では全校で実施。ストレスチェックの結果について、「仕事のコントロール」は仕事の量とコントロール度合に係る調査項目から算出され、「職場の支援」は上司の支援と同僚の支援に係る調査項目から算出され、これらを勘案した結果として「総合健康リスク」が算出される。これらの各項目はそれぞれ全国平均(全国2.5万人の労働者の調査データから算出された基準値)を100として表し、値は低い方がよい傾向を示す。

4 本計画の目標

(1) 国の指針が求める達成目標

国の指針においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うため、時間外在校等時間の数値目標を設定すること、教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を設定することが求められています。

① 時間外在校等時間に関する目標

- 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を
100パーセントとすることを目指すこと
- 1年間における教育職員の1か月時間外在校等時間の平均時間を
30時間程度とすることを目指すこと
- 教育職員の1年間時間外在校等時間を
360時間以下とすることを目指すこと

② ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、可能な限り、地方公共団体の実情に応じて設定することが求められています。

(2) 本計画の目標

葛飾区教育委員会は、国の指針や葛飾区立学校の現状を考慮し、本計画における目標を次のとおり設定します。

本計画の目標

項目	成果指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
時間外在校等時間	1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合	75.4%	100%
	1か月の時間外在校等時間の平均	31.1時間	30時間以下
	1年間の時間外在校等時間が360時間以下の教育職員の割合	51.2%	100%
業務への負担・支援	教育職員のストレスチェック「仕事のコントロール」の健康リスクの値(※)	105	100以下
	教育職員のストレスチェック「職場の支援」の健康リスクの値(※)	85	80以下
ワーク・ライフ・バランス	仕事と仕事以外の生活とのバランスについての満足度(満足している教育職員の割合)	-	80%以上
	教育職員の1年間の年次有給休暇平均取得日数	15.8日	20日
仕事に対するやりがい	授業準備の時間が取れていると感じている教育職員の割合	-	80%以上
	児童生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教育職員の割合	-	80%以上
	教育職員としての仕事そのものについての満足度(満足している教育職員の割合)	-	80%以上

※「ストレスチェック」については、4ページの※を参照。

※現状の値が「-」である成果指標については、令和8年度以降に教育職員向けのアンケートを実施して、把握する予定。

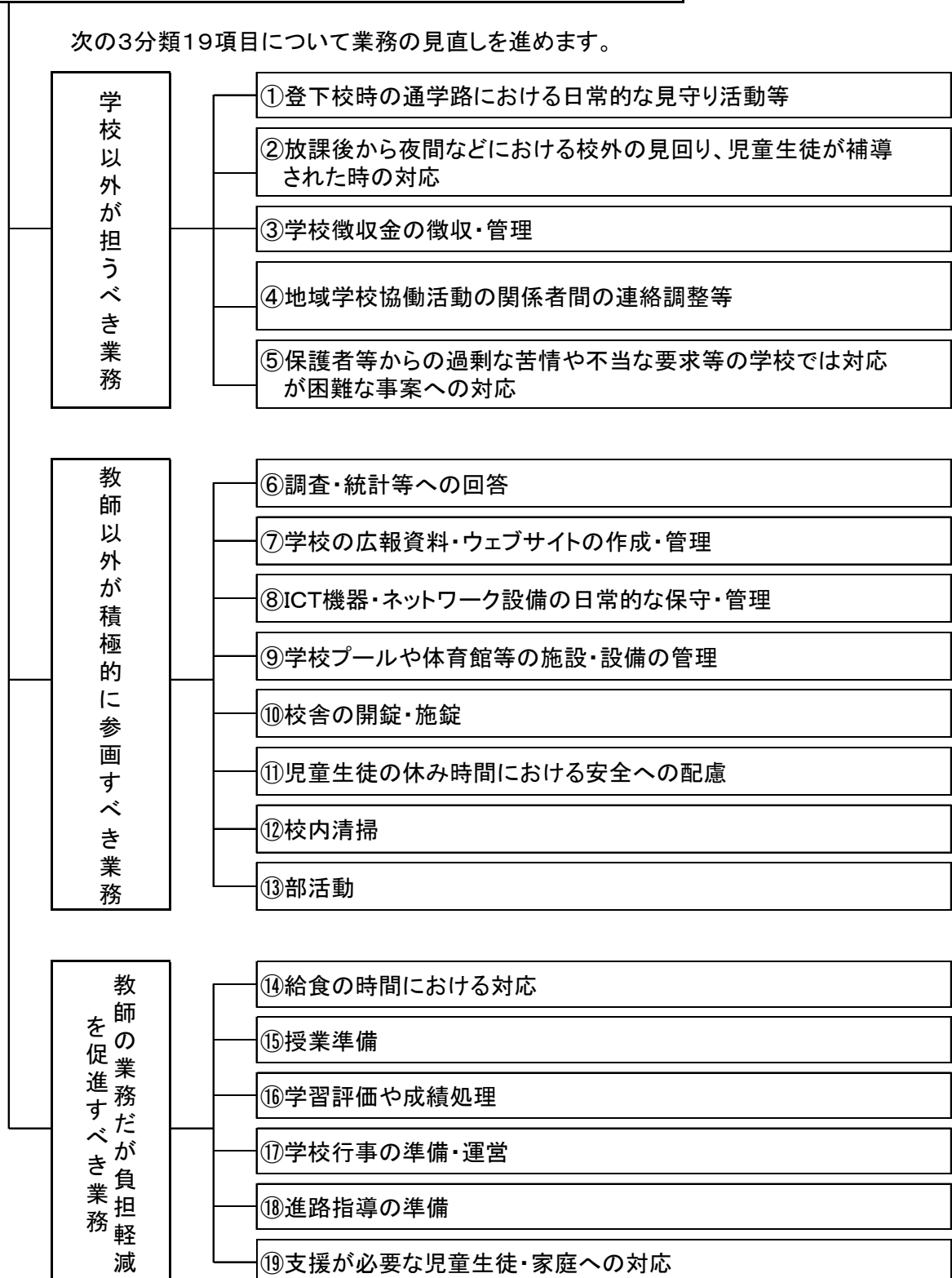
(3) 計画期間

令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。

5 取組体系

葛飾区教育委員会は、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置を実施するため、次の表のとおり、「『学校と教師の業務の3分類』を踏まえた業務の見直し」、「教育職員が担う業務の適正化」、「教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組」の3つを取組の柱として設定しました。

(1)「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し



(2) 教育職員が担う業務の適正化

①働き方改革に配慮した教育課程の編成

②学校行事等の精選

③職務経験が少ない教育職員への支援

④学校評価の結果に基づく学校運営改善措置の適切な設定

⑤学校運営協議会を置く学校における「学校運営の基本方針」への本計画の反映

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

①産業医による職場巡視・面接指導の実施

②安全衛生対策の充実

③ストレスチェックの充実

④勤務間インターバルの拡大

⑤年次有給休暇の取得促進

6 取組の内容

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

◆ 学校以外が担うべき業務 (①～⑤)

① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

【課題】

児童生徒が、登下校中に交通事故や犯罪の被害に遭うことを無くするためには、通学路における日常的な見守り活動等が重要であり、保護者や地域その他の関係者が担う体制の構築が求められています。

近年PTAによる登下校の見守りが困難な状況の中、学校地域応援団も新型コロナウイルス感染症の発生で減少した活動者数が戻ってきておらず、活動の活性化が課題となっています。

また、登下校時のマナーやトラブルに関する相談が電話等で寄せられ、教育職員が対応をすることがあり、長時間勤務の要因の一つとなっています。

◆ 取組①-1 シルバー人材センターの活用

【これまでの取組と成果】

(小学校) 教育委員会が公益社団法人葛飾区シルバー人材センターと委託契約を締結し、登下校時に通学路上の危険箇所案内員を配置することで、児童への案内及び交通ルールとマナーの指導・啓発を行っており、各学校毎日2か所(但し、別途協議した学校については3か所以上)に配置しています。

(中学校) 自宅から学校までの距離や安全面などを踏まえ、各家庭で通学経路を決めていることから、案内員の配置について検討は行ってきませんでした。

【今後の取組】

これまでの取組を継続するとともに、学校における見守り活動や通学時の危険箇所等の現状を把握し、その上で必要な対応について検討します。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

検討・実施

◆ 取組①-2 学校地域応援団による挨拶運動、見守り活動

【これまでの取組と成果】

以前から学校と地域が築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える仕組みである学校地域応援団は、平成20年度にモデル校3校から始まり、令和元年度からは区立小中学校全校に設置されています。各校に配置されている地域学校協働活動推進員(地域コーディネーター)が、学校と地域ボランティアの間の調整を行うことで、様々な学校支援活動が行われています。その中でも登下校時の挨拶運動、見守り活動は多くの学校地域応援団が行っており、児童生徒が安心して登下校ができる環境づくりに寄与しています。

【今後の取組】

- ① 学校と保護者、地域住民が活動の活性化について協議する場として、学校運営協議会の導入を推進します。
- ② PTA役員及び学校地域応援団活動の調整役である地域コーディネーターが学校運営協議会委員となることで、地域でPTA活動を補う体制をつくります。
- ③ 研修会等を活用して地域コーディネーターの資質向上を図り、地域の支援活動の拡充を図ります。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

【課題】

学校では、早朝や放課後のトラブル等の通報により、教育職員が現場に駆け付け対応することが多くあり、負担となっています。しかしながら、保護者が対応できないときに学校が何もしないということは非常に難しい状況です。

国の指針において、放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応は、保護者又は地域住民、その他の関係者が担う体制に委ねることが求められています。また、児童生徒が補導された時の対応については、児童生徒の指導に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応を行わないことが示されています。しかしながら、トラブル発生時の適切な対応方法について保護者の理解が十分であるとはいえないため、より多くの保護者に学校以外の対応機関について周知していくことが求められています。

◆取組②-1 保護者への周知と関係機関との連携

【これまでの取組と成果】

放課後等における児童生徒のトラブル等の対応について、学校へ地域や警察から対応依頼があった場合、一時的には学校が対応していますが、その後は保護者に連絡し対応を依頼しています。

また、教育委員会と警察などの関係機関が連携会議を開催し、放課後等のトラブルの内容や対応は原則、保護者における対応とすることについて、共通理解を図っています。

【今後の取組】

- ① 放課後等における児童生徒のトラブル等の対応については、原則、保護者の対応とすることを保護者・地域に対して、区・学校ホームページや広報かつしか等を活用し周知します。
- ② 教育委員会と警察などの関係機関が連携会議において、児童生徒における放課後等でのトラブル等の対応を、原則、保護者が行うことについて、引き続き共通理解を図ります。

令和 8 (2026) 年度

令和 9 (2027) 年度

令和 10 (2028) 年度

令和 11 (2029) 年度

実施

◆取組②-2 学校管理外トラブル対応における外部機関の活用

【これまでの取組と成果】

本区では、総合教育センターに生活指導サポートチーム指導員（警察OB）を配置し、学校に対して、児童生徒の問題行動を未然に防止する観点から警察や関係機関との連携に係る助言を行っています。また、学校だけで解決が困難な状況が発生した場合には、学校に生活指導サポートチーム指導員（警察OB）を派遣し、問題の早期解決に取り組んできました。学校からは、「専門的な視点からの助言が役立った」「警察との連携がスムーズになった」などの声が寄せられており、学校の対応力向上につながっています。

さらに、放課後や夜間のトラブル対応について、保護者や地域住民から教育委員会へ相談があった際には、まず警察に連絡するよう助言するなど、学校以外の対応機関について保護者等に伝えていきます。

【今後の取組】

- ① 引き続き、生活指導サポートチーム指導員（警察OB）が各校を巡回し、児童生徒の問題行動を未然に防止する観点から助言を行うとともに、学校と関連機関等が連携して適切に対応できるよう支援していきます。
- ② 学校管理外で生じたトラブル等については、所管の警察・児童相談所・子ども総合センターを中心とした対応への移行を図ることができるよう、学校以外の対応機関について保護者に周知していきます。

令和 8 (2026) 年度

令和 9 (2027) 年度

令和 10 (2028) 年度

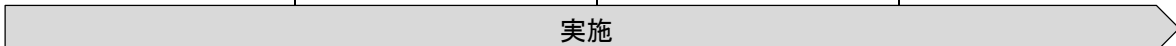
令和 11 (2029) 年度

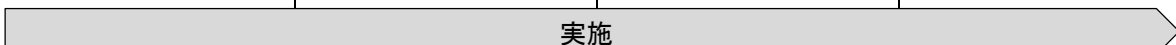
実施

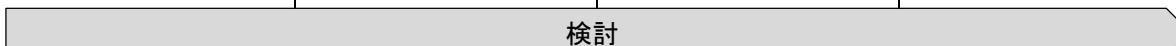
③学校徴収金の徴収・管理

【課題】

本区では、給食費や修学旅行等の宿泊行事費の無償化により、学校徴収金の徴収業務を大幅に削減しましたが、無償化に伴う新たな事務作業や教材費等の徴収業務として、年間の徴収計画や保護者の口座情報等の管理、請求書や納付書の発行、未納者への督促、出納簿の作成等の処理があります。これらは基本的には表計算ソフトや紙での処理となっており、教育職員の負担となっています。

◆取組③-1 教材費等の口座振替の実施			
【これまでの取組と成果】 全ての学校において金融機関での教材費等の引き落としを行い、業務負担軽減を図っています。			
【今後の取組】 私費会計については、葛飾区立学校・幼稚園私費会計事務処理要綱第7条において、校長の命により教職員（会計年度の事務職員を含む）に処理させることが可能であると定めています。そのため、私費に係る業務は事務職員が行うことを前提とし、実施が困難な学校については、ヒアリング等を実施し、事務職員が私費会計を処理できるような仕組みを整えていきます。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
 実施			

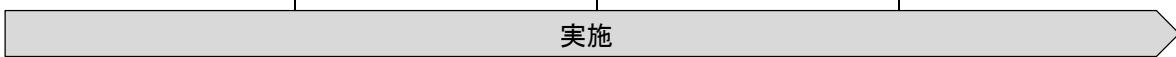
◆取組③-2 無償化補助金手続の負担軽減			
【これまでの取組と成果】 令和5年度から給食費を、令和7年度から修学旅行等の宿泊行事費を補助金の支出により無償化することで、保護者の負担をなくし、教育職員による費用の徴収・管理業務を解消しました。一方で、無償化補助金の申請・精算事務や委任状の取りまとめといった新たな事務が発生しました。			
【今後の取組】 無償化補助金の申請や実績報告を教育職員がスムーズに実施できるようマニュアル等を整備し、負担軽減を図ります。また、令和8年度から給食費無償化補助金の保護者からの委任状を、学校による取りまとめから教育委員会への電子申請に変更し、教育職員の取りまとめ事務を解消します。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
 実施			

◆取組③-3 学校徴収金の徴収・管理におけるICTの活用			
【これまでの取組と成果】 学校徴収金の業務については、表計算ソフトを用いた統一の様式を活用して処理を行っています。			
【今後の取組】 学校徴収金の業務の効率化に向けて、ICTの活用について検討します。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
 検討			

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

【課題】

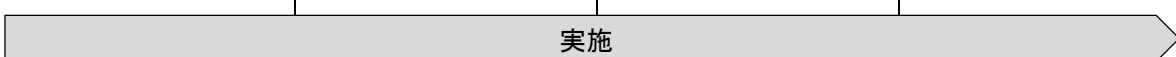
地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等や児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整は、地域コーディネーターが中心となって行うことが求められていますが、学校によっては、地域コーディネーターが自身の役割の理解が不十分で、活動の調整が円滑に行われていないケースもあります。また、学校の窓口は副校長のみが担っているケースが多く、副校長の負担が大きくなっています。

◆取組④-1 地域コーディネーターの資質向上			
【これまでの取組と成果】 本区では、学校地域応援団を地域学校協働活動の担い手に位置付けており、活動の調整役を担う地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）は、校長の推薦に基づき毎年委嘱しています。現在地域コーディネーターは、学校地域応援団と同様、小中学校全校に配置されています。			
【今後の取組】 ① 地域コーディネーター向け研修会や情報交換会を開催し、地域コーディネーターの資質向上を図ります。 ② 毎年発行し、学校関係者に配布している「学校地域応援団の手引き」について、内容を見直し、事業及び地域コーディネーターの認知向上を図ります。			
令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
 実施			

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【課題】

一部の保護者や地域等からの過剰な苦情や不当な要求等が増加しており、学校の業務に支障を来たすだけでなく、教育職員を疲弊させる等、教育職員の大きな負担となっています。

◆取組⑤-1 弁護士資格を有した職員の配置			
【これまでの取組と成果】 学校や教育委員会各課からの相談等に対応するため、令和 6 年 6 月に弁護士資格を有する職員 1 名を、常勤の法規担当の副参事として配置しました。 令和 7 年度は 1 月に法規専門員（会計年度任用職員）を 1 名採用し、法的な相談体制を整えました。 令和 8 年 1 月から 2 月末までの相談件数は、対応中の案件を含め 17 件でした。			
【今後の取組】 令和 8 年度以降も引き続き弁護士資格を有した職員を配置し、学校などが法的な相談等を受けられる体制を整えていきます。			
令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
 実施			

◆取組⑤-2 学校への過剰な苦情や不当な要求等における対応を保護者や地域等へ周知

【これまでの取組と成果】

これまで、学校及び教育委員会においては、保護者や地域の方からの意見や要望、相談に対し、相談を受ける体制を整えており、相談には傾聴し寄り添いながら丁寧に対応しています。

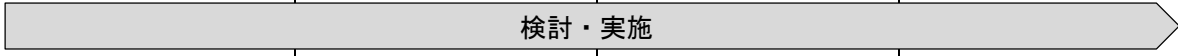
また、意見や要望を真摯に受け止め、児童生徒の成長を保護者・地域とともに考えていく姿勢を大切にしております。

一方で、学校に対して声を荒らげ執拗に責め立て、高圧的に要求を主張するなど、社会通念を超える要望等に対しては、学校の管理職や教育職員による対応が中心となっており、著しい迷惑行為で勤務環境を害する状況になった場合等への対応に明確なルールがない状況となっています。

現在、教育委員会では、社会通念上相当な範囲を超える対応の強要や合理性を欠く不当・過剰な要求にあたる行為を抑制する掲示物を学校に配布し、学校に掲示する取組を行っています。

【今後の取組】

- ① 今後も引き続き、社会通念上相当な範囲を超える対応の強要や合理性を欠く不当・過剰な要求にあたる行為を抑制する掲示物の掲示を行います。
- ② 社会通念上相当な範囲を超える対応の強要や合理性を欠く不当・過剰な要求にあたる行為に該当すると学校が判断した場合は、対応しない場合があることを、保護者に対して、区・学校ホームページ、ホーム&スクール、広報かつしか等を活用して周知します。
- ③ 学校が対応できない場合の保護者相談窓口の設置を検討します。
- ④ 東京都の「学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン」を参考にして、区独自のガイドラインの作成を検討します。

令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
			

◆教師以外が積極的に参画すべき業務（⑥～⑬）

⑥調査・統計等への回答

【課題】

調査・統計に対する回答や各機関から依頼される児童生徒・保護者への周知用チラシ等の配布に係る業務が長時間勤務の要因の一つとなり、教育職員の負担感を大きくしています。

特に、調整事項や事務作業等が集中する副校長の業務負担の軽減が課題となっています。

また、教育委員会の各部署等から学校に対して行っている調査については、区で令和3年度にWebフォームを導入して以降、活用事例が増えていますが、今後は、Webフォームの更なる活用が必要です。

◆取組⑥-1 スクール・サポート・スタッフ等の外部人材の活用

【これまでの取組と成果】

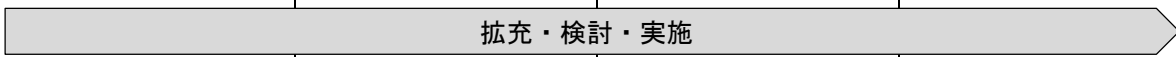
教育職員の事務作業等を支援するスクール・サポート・スタッフの配置を平成30年度から進め、初年度の8校配置から現在は区立小・中学校全校に配置を拡大しており、大規模校には配置人数の拡大も進めています。スクール・サポート・スタッフの配置は、教育職員の授業準備や子どもたちと向き合う時間の確保に効果を上げており、学校から「業務の負担軽減につながった」「教材会計を依頼することで負担軽減や会計事故防止につながった」等の声が寄せられています。

また、小学校低学年において、学級担任の業務全般を補助するエデュケーション・アシスタントを令和6年度から小学校全校に配置し、大規模校には配置人数の拡大を進めています。

副校長の事務作業や来客・電話対応等を支援する副校長補佐についても平成30年度から配置を進め、初年度の9校配置から令和7年度までに46校に配置を拡大しています。このことは、副校長の学校経営や人員管理・施設管理等に注力する時間の確保に効果を上げています。副校長からは、「時間外在校等時間が減少した」「教育職員や児童生徒等への指導に注力できるようになった」等の声が寄せられています。

【今後の取組】

- ① スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント、副校長補佐を継続して配置するとともにその拡大に努め、教育職員の負担軽減を進めます。
- ② 研修を実施して外部人材のPCスキル等の向上を図ります。
- ③ 各学校や他自治体の外部人材の活用事例を全校で共有できるようにし、より効果的な活用を図ります。
- ④ スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント、副校長補佐に欠員が生じた場合、新たな募集を区のホームページで行い、応募があった場合にはその人材を学校に紹介する仕組みを検討します。

令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
			

◆取組⑥-2 学校に対する調査へのWebフォームの活用及び各調査の情報共有環境の整備

【これまでの取組と成果】

区で令和3年度に導入したWebフォームの活用により、回答の取りまとめや集計等の作業が削減され、学校からは「メールで返送する作業が減り、教育委員会への提出が楽になった」という声が寄せられています。

【今後の取組】

- ① 各部署の調査について、Webフォームの統一的な活用を推進します。
- ② 各部署の調査内容や学校の回答結果のうち、他部署に共有できるものについては、情報共有できる環境の整備を検討します。

令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
検討・実施			

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

【課題】

学校のホームページは、保護者や地域に対して、児童生徒の日々の活動や学校の魅力・教育方針等を分かりやすく発信する重要なツールです。一方、運用や更新のため教育職員に負担がかかっており、その作成・管理の支援が求められています。

◆取組⑦-1 学校ホームページの更新作業の支援

【これまでの取組と成果】

学校ホームページの更新作業については、ICT支援員がサポートできる体制を整えており、学校からは「専門的な知識や技術ですぐに対応してもらえて、大変助かっている」との声があがっています。

【今後の取組】

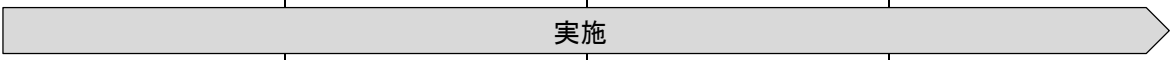
学校ホームページの更新作業について、引き続きICT支援員が中心となって更新作業を行う体制を継続します。

令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
実施			

⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

【課題】

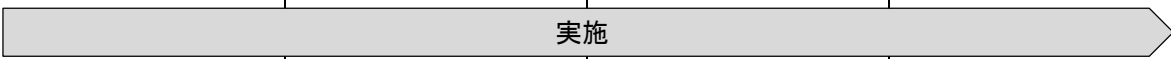
現在の学校教育においては、ICT機器・ネットワーク設備は欠かせないものとなっていますが、その日常的な保守・管理において教育職員への負担が増しており、その支援が求められています。

◆取組⑧-1 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理の支援			
【これまでの取組と成果】 各学校に専門的知見を持つICT支援員を配置し、1人1台端末等のICT機器の活用や日々の管理に伴う教育職員の負担軽減を図っています。 令和7年度は、ICT支援員を週3日（大規模校については週4日）配置しており、学校からも「ICT機器のトラブル時にすぐに対応していただけるのでありがたい」といった声があがっています。 また、ICT支援員では対応できないトラブルについては、学校ICTサポートセンターが学校へ駆けつけて、対応できる体制を整えています。			
【今後の取組】 引き続き、ICT支援員や学校ICTサポートセンターによるICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理の支援を行います。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
 実施			

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

【課題】

学校プールや体育館等の施設・設備の管理業務は、教育職員以外が担うことや、特定の教育職員に負担が集中しないことが求められています。特に、プールの日常的な水質管理やプール授業前後の給水作業は、これまで主に担当教育職員が担っており、時間的・心理的な負担の大きな業務となっています。

◆取組⑨-1 施設開放業務の負担軽減			
【これまでの取組と成果】 学校開放の申請受付、団体調整、夜間や土日祝日の施設管理業務を、学校ではなく教育委員会で行っています。			
【今後の取組】 施設開放利用団体が、施設利用時間外に校内へ立ち入ることもあることから、施設の利用方法について周知を徹底していきます。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
 実施			

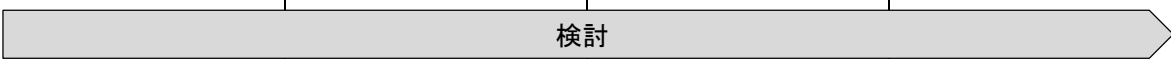
◆取組⑨-2 用務業務委託の業務範囲の拡充

【これまでの取組と成果】

令和3年度から用務業務の民間委託（試行期間を含む）を開始し、受託事業者によるプール清掃を適宜実施しています。

【今後の取組】

プール授業開始前のプールへの注水やコースロープの設置等を含めた業務委託について検討していきます。

令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
 検討			

◆取組⑨-3 屋内温水プールを活用した水泳指導への移行

【これまでの取組と成果】

猛暑や天候不順等に左右されずに計画的に水泳指導を実施するため、小学校を中心に学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導へと移行を進めています。(令和7年度は、26校(中学校1校・試行校1校含む)が実施)

学校プールから屋内温水プールへ移行したことにより、計画的な水泳指導が実施できているだけでなく、移行した学校を対象に行ったアンケートにおいて、多くの教育職員から負担軽減に繋がったとの回答がありました。

なお、実施校の拡大に向け、区内の2か所に学校施設として屋内温水プールの整備を進めています。

【今後の取組】

引き続き、民間等の屋内温水プールを活用するとともに、屋内温水プールを整備し、全小学校の屋内温水プールへの移行を進めていきます。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

◆取組⑨-4 学校プールへの給水制御システムの導入及び漏水センサーの配布

【これまでの取組と成果】

令和2年度に「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」を策定する以前に設計を行った改築校は、プール設備の更新に合わせて給水制御システムを導入し、給水作業の自動化による業務負担の軽減を図っています。(令和7年度時点で小学校4校・中学校3校に導入)

また、給水制御システムを導入しておらず、屋内温水プールを利用していない小・中学校に対しては、水の流出を検知する漏水センサーを配布し、プールの水の流出事故のリスクを下げることで、教育職員の心理的負担の軽減を図っています。

【今後の取組】

引き続き、給水制御システムや漏水センサーを活用し、教育職員の負担軽減を図ります。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

⑩校舎の開錠・施錠

【課題】

校舎の開錠・施錠について、副校長等の特定の教育職員に責任や負担が集中しない環境を整備することが求められています。

本区の小学校では、シルバー人材センターの職員が日中の開錠・施錠を担っていますが、当該職員が帰宅した時間から機械警備が開始する時間までは教育職員による施錠確認や来客対応が増加しています。

◆取組⑩-1 シルバー人材センターの活用			
【これまでの取組と成果】 小学校においては、日中の開錠・施錠は、シルバー人材センターの職員が行っています。 シルバー人材センターの職員は学校通用門の開閉状況について、児童の登校終了後、日中及び下校時の最低1日3回確認を行うほか、来校者が正門玄関（隣接する昇降口扉を含む。）においてインターホン等で入室の許可を求めた場合には、入室目的を確認の上、オートロックキーを解除し目的の場所まで案内（但し、来校目的が確認できない場合には、学校管理者に報告し、対応を引き継ぎ）しています。 一方で、中学校においては、全ての学校に会計年度任用職員の学校事務員が配置されていること、中学校は教科担任制を主としており平日の開校時間帯に生徒と接する時間が小学校よりも相対的に少ないことから、既存の学校事務員、教育職員で来校者対応ができており、受付業務委託は行っていません。 また、全校に機械警備を導入し、夜間や休校日の学校が無人となる時間帯の侵入（盗難）の警戒を図るとともに、オートロック式の電気錠（又は電磁錠）、カメラ付インターホン等を設置し、入退出を管理できるようにしています。			
【今後の取組】 これまでの取組を継続し、機械警備を開始するまでの状況について調査するとともに、必要な対策を検討していきます。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

【課題】

学級担任等の特定の教育職員のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進することが求められています。また、休み時間の見守りに地域住民が入るといった考え方は定着していない現状があります。

◆取組⑪-1 学校地域応援団による休み時間の見守り活動			
【これまでの取組と成果】 一部の学校では、学校地域応援団による休み時間の見守りが行われており、今後多くの学校に広がるよう、活動の調整役として、全小中学校に地域コーディネーターを配置しています。			
【今後の取組】 ① 各学校の状況を説明し、保護者や地域住民との協働を活性化させる場及び協議する場として、学校運営協議会の導入を推進します。 ② 多くの区立学校において、休み時間の児童生徒の見守り活動に、学校地域応援団が協力できるよう、学校地域応援団ボランティア数を拡大していきます。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度

⑫校内清掃

【課題】

学級担任等の教育職員が児童生徒に対する指導に集中できるよう、地域住民等の支援を得つつ、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進することが求められています。

◆取組⑫-1 用務業務の徹底

【これまでの取組と成果】

原則、各学校に2名の用務職員（会計年度任用職員を含む）を配置し、学校の清掃を含めた用務業務を実施していますが、令和3年度からは用務業務の民間委託（試行期間を含む）を開始し、令和7年度時点で10校を委託化しています。これにより、充実した校内清掃を実現しています。

【今後の取組】

用務職員2名が適切に管理できるよう、校庭や花壇なども含めて、技能長や技能主任による会計年度任用職員への教育を徹底し、校内清掃の充実を図るとともに、引き続き用務業務の全校委託化を目指します。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

◆取組⑫-2 学校地域応援団による清掃支援

【これまでの取組と成果】

清掃支援についても、地域人材を活用できるよう、全小中学校に学校地域応援団を設置し、学校支援活動の調整役である地域コーディネーターを配置しています。

【今後の取組】

各学校の状況を説明し、保護者や地域住民との協働を活性化させる場及び協議する場として、学校運営協議会を導入するとともに、学校と地域の役割分担について共通認識を図ります。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

⑬部活動

【課題】

部活動の地域連携・地域展開を推進し、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、教育職員の負担を軽減することが求められています。

◆取組⑬-1 葛飾区立中学校部活動の地域連携・地域展開

【これまでの取組と成果】

地域連携の取組として、技術指導の補助を担い教育職員をサポートする中学校部活動地域指導者を平成14年度から他区に先駆けて配置してきたほか、令和4年度からは教育職員に代わり顧問業務の一部を担うことができる中学校部活動顧問指導員を配置し、その充実を図ることで、教育職員の負担軽減に取り組んできました。

一方、平成31年1月に中央教育審議会において、教育職員の負担軽減のため、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが答申されたことに加え、令和4年6月には運動部活動の地域移行に関する検討会議において、まずは休日の運動部活動から段階的に地域へ移行することが提言されました。これを受け、本区では令和6年10月から地域クラブ活動のモデル事業を試行的に実施することにより、部活動を地域へ移行した際の成果と課題の検証に取り組んできました。

【今後の取組】

地域連携に関する予算を拡充することで、顧問指導員及び地域指導者の配置をさらに充実させていくことにより、生徒の活動機会の確保と教育職員の負担軽減を実現します。

また、地域クラブ活動のモデル事業について、引き続き効果検証を行うとともに、教育職員に代わる指導者の質の向上を目指します。

さらに、顧問指導員のみで指導・引率可能な体制の構築に取り組みます。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

◆教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務（⑭～⑲）

⑭給食の時間における対応

【課題】

給食時に特別活動として行う「食に関する指導」については、栄養教諭又は学級担任等が実施し、給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教育職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施すること、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、教育職員の負担軽減を促進することが求められています。

◆取組⑭-1 エデュケーション・アシスタントの配置拡充（再掲）

【これまでの取組と成果】

エデュケーション・アシスタントを小学校1年生から3年生のいずれかの学年に配置し、給食の配膳の準備と補助を行うことにより教育職員の負担軽減に取り組んできました。

エデュケーション・アシスタントは、給食当番の身支度の準備を確認したり、給食当番の児童に盛り残しのないよう盛りつける量を指導したりするとともに、給食当番以外の児童が給食を自席に運ぶことができるよう安全に配慮しています。また、お替わりしたい児童に公平に分けることができるよう支援しています。給食の準備や片付けの際には、教室等にワゴンを安全に運ぶことができるよう付き添いもしています。

教育職員からは「マンパワーが増えたことで、より一層手厚い指導体制をとることができる。」という声が寄せられており、保護者からは、「まだ低学年なので、担任と一緒にアシスタントの先生がいると心強い。」という声があがっています。

【今後の取組】

- ① 小学校においてエデュケーション・アシスタントの配置拡充に努め、教育職員の負担軽減を図ります。
- ② エデュケーション・アシスタントに欠員が生じた場合、新たな募集を区のホームページで行い、応募があった人材を学校に紹介する仕組みを検討します。

令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
拡充・検討			

⑮授業準備

【課題】

教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務についてはスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフを中心となって行うとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進することが求められています。

◆取組⑮-1 スクール・サポート・スタッフ等の配置拡充（再掲）

【これまでの取組と成果】

スクール・サポート・スタッフを配置することにより、これまで教育職員が担ってきた次の業務等の負担軽減を図っています。

- ・授業で使用するワークシートの印刷
- ・理科の実験道具の準備、片付け
- ・図工の材料や体育用具の準備、片付け
- ・外国語活動や外国語で使用するカードのラミネートの作成

エデュケーション・アシスタントが次の業務等を担当することにより、教育職員が授業をスムーズに行えるようになるとともに、学級全体を把握しながら授業を展開することができるようになりました。

- ・登下校の見守り
- ・児童の朝支度、帰り支度の手伝い
- ・出欠が確認できていない児童の保護者への電話連絡
- ・けがの応急処置
- ・授業中における具合の悪い児童の保健室への付き添い
- ・授業における机間指導や個別指導
- ・連絡帳の確認及び学級担任との情報共有
- ・体育の授業におけるボール運動のコート作りやライン引き
- ・体育倉庫、プール、屋上等の施設及び鍵の保管庫への返却

教育職員からは「教材研究や授業準備をする時間が増えた。」「子どもに向き合う時間が増えた。」「退勤時間が早くなり、心の余裕もでき、児童に対して笑顔でいられるようになった。」などの声が寄せられています。

【今後の取組】

- ① 小学校におけるエデュケーション・アシスタントの配置拡充に努め、教育職員の負担軽減を図ります。
- ② スクール・サポート・スタッフやエデュケーション・アシスタントに欠員が生じた場合、新たな募集を区のホームページで行い、応募があった人材を学校に紹介する仕組みを検討します。

令和 8 (2026) 年度

令和 9 (2027) 年度

令和 10 (2028) 年度

令和 11 (2029) 年度

拡充・検討

◆取組⑮-2 授業準備における I C T 等の活用の推進

【これまでの取組と成果】

令和 6 年度に全校に高速印刷機を導入し、これまで負担となっていた教材等の印刷や冊子の製本に係る作業の負担を大幅に削減しました。

また、令和 7 年度には校務事務における生成 A I の活用を開始し、教材案の作成等、日常的な教材作成に係る負担の軽減を図っています。

さらに、教育職員向けの情報共有サイトや学校向けかわら版を通じて、I C T 活用の好事例の情報共有を図り、授業準備の効率化に取り組んでいます。

【今後の取組】

引き続き、高速印刷機や生成 A I 等の I C T の活用を推進するとともに、教育職員向けの情報共有サイト等を通じた好事例の情報共有の充実に取り組んでいきます。

令和 8 (2026) 年度

令和 9 (2027) 年度

令和 10 (2028) 年度

令和 11 (2029) 年度

実施

⑩学習評価や成績処理

【課題】

採点作業や宿題の確認その他の補助的な業務について教育職員業務支援員等の支援スタッフが中心となって行うことや、デジタル技術の活用を促進すること、入学者選抜に係る類似の業務について、デジタル技術の活用等による負担軽減を促進することが求められています。

◆取組⑩-1 エデュケーション・アシスタントの配置拡充（再掲）

【これまでの取組と成果】

エデュケーション・アシスタントを小学校1年生から3年生のいずれかの学年に配置することにより、これまで教育職員が担ってきた業務等について軽減を図っています。

エデュケーション・アシスタントが音読カードなど宿題の確認を行い、その内容を学級担任に報告したりすることにより、担任は個々の学習状況を把握し、一人一人の習熟度に対応したり、放課後を他の時間に使うことができるようになりました。

また、児童や学習の様子をよく理解しているエデュケーション・アシスタントが、学年で統一した学習成果物の掲示を行うことで、学級間の学び合いを促進することができました。

他にも次の作業等をエデュケーション・アシスタントが行うことにより、教育職員の負担軽減につながっています。

- ・通知表用クリアファイルに名前シールを貼ったり、表紙等をセットしたりする作業
- ・算数の小テストや漢字テストの採点
- ・算数ドリルや漢字ドリルの提出確認

教育職員からは「スタッフの支援があるという安心感が、心理的な負担の軽減につながっている。」との声があがっています。

【今後の取組】

- ① 小学校におけるエデュケーション・アシスタントの配置拡充に努め、教育職員の負担軽減を図ります。
- ② エデュケーション・アシスタントに欠員が生じた場合、新たな募集を区のホームページで行い、応募があった人材を学校に紹介する仕組みを検討します。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

拡充・検討

◆取組⑩-2 デジタル採点システムの活用

【これまでの取組と成果】

令和6年度に中学校においてデジタル採点システムを導入しました。以前、テストの採点業務は、丸付けをはじめ、データ入力、集計、分析を全て手作業で実施していましたが、デジタル採点システムの導入により、これまでかかっていた膨大な時間と労力の削減につながっています。

【今後の取組】

引き続き、中学校においてデジタル採点システムを活用し、採点作業等に係る事務負担の軽減を図ります。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

⑰学校行事の準備・運営

【課題】

修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教育職員と事務職員及び教育職員業務支援員等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法を検討することが求められています。

例えば、中学校における生徒の職場体験において、事業者に体験活動の受け入れを依頼することが教育職員の大きな負担になっています。

◆取組⑰-1 学校行事の運営に係る負担軽減（再掲）			
【これまでの取組と成果】 スクール・サポート・スタッフを配置することにより、これまで教育職員が担ってきた次の業務等の軽減を図っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・入学式や卒業式の来賓名簿作成、印刷 ・入学式や卒業式、学習発表会等の当日受付 ・運動会、展覧会等における校庭や体育館の会場設営 ・運動会練習における校庭のライン引き ・運動会用具準備、片付け ・学芸会や学習発表会等の小道具等作成 ・出前授業等の講師への接客対応 ・社会科見学等における見学施設への予約対応、業者との交渉及び日程調整 			
【今後の取組】 これまでの取組を継続するとともに、中学校における生徒の職場体験に係る事業者への受け入れ依頼の負担軽減について検討します。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #e0e0e0;"> 検討・実施 ➤ </div>			

⑱進路指導の準備

【課題】

生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、教育職員と事務職員及び教育職員業務支援員等の支援スタッフや地方公共団体等における就職に関する専門人材との協働を促進することが求められています。

◆取組⑱-1 スクール・サポート・スタッフの活用（再掲）			
【これまでの取組と成果】 スクール・サポート・スタッフを配置することにより、これまで教育職員が担ってきた次の業務等の軽減を図っています。 <ul style="list-style-type: none"> ・進路先の上級学校や就職等に係る情報収集、整理 ・進路先情報の掲示等 スクール・サポート・スタッフは、上級学校のホームページや学校案内から情報を集めたり、上級学校に直接連絡したりして、教育職員が情報を活用できるよう整理しています。集めた情報は、校内の教育職員間で共有し、生徒や保護者に情報提供しています。また、生徒が希望する就職先の職種等の情報についても、企業のホームページから情報を集めるなど、教育職員が生徒や保護者に情報提供しやすいように整理しています。 さらに上級学校や就職等の情報を生徒や保護者が手に取りやすいよう、パンフレットを分かりやすい場所に置いたり、ポスター等を掲示したりしています。			
【今後の取組】 これまでの取組を継続するとともに、スクール・サポート・スタッフに欠員が生じた場合、新たな募集を区のホームページで行い、応募があった人材を学校に紹介する仕組みを検討します。			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #e0e0e0;"> 検討・実施 ➤ </div>			

⑨支援が必要な児童生徒・家庭への対応

【課題】

児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教育職員との協働を促進すること、不登校児童生徒への対応に当たって、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進すること、地方公共団体等の関係機関に対して、積極的に参画するよう促すことが求められています。

◆取組⑨-1 支援が必要な児童生徒に対する重層的な支援の充実

【これまでの取組と成果】

スクールカウンセラーの配置当初は、小学校が週1日、中学校が週2日となっていました。しかし、様々な悩みや課題を抱えた児童生徒を支援する上で、スクールカウンセラーが非常に重要な役割を果たしていることから配置日数を少しずつ拡大し、令和7年度には、保田しおさい学校も含めた小学校36校に週1日、児童数の多い小学校13校には週2日配置しています。また、中学校については、引き続き週2日の配置としています。

スクールソーシャルワーカーの配置については、令和4年度に6人から8人へ体制の強化を図っています。総合教育センターでは、学校からの申請に基づきスクールソーシャルワーカーを派遣しており、児童生徒の個々の課題に対して、子ども総合センターや児童相談所、福祉事務所など、関係機関と十分に協議しながら、支援を進めています。

医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、学校に配置した看護師が、医師からの指示書に基づいて医療的ケアを実施しています。令和7年度は4名の児童に看護師を配置しています。

また、クラス支援員を小学校全校、中学校10校に配置し、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒への支援も行っております。

日本語指導が必要な児童生徒に対しては、「にほんごステップアップ教室」において初期指導を行うとともに、学校に日本語通訳を派遣して、児童生徒及びその保護者と教育職員との意思疎通を支援しています。

不登校対策としては、登校ができて教室に入れない児童生徒を支援するため、支援員を配置した「校内サポートルーム」を設置し、令和8年度からは全ての中学校で運用できるようにしています。さらに、学校に行くことが難しい児童生徒に対しては、総合教育センター内に設置した「ふれあいスクール明石」において、教職経験者と心理専門員を中心に、不登校児童生徒の社会的自立を支援しています。

【今後の取組】

- ① スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを継続して配置するとともに、その拡大に努め、学校と関係機関が連携して、より効果的な支援を行うことができるようにします。
- ② 医療的ケアが必要な児童生徒に対し、引き続き看護師を配置して医療的ケアを実施します。
- ③ 中学校へのクラス支援員の拡大を検討していきます。
- ④ 外国人児童生徒が増加していることから区内3か所目となる日本語ステップアップ教室を金町地域に設置します。また、AIによる同時通訳が可能な翻訳アプリケーションを一部の学校に導入し、教育職員が話す言葉を児童生徒及び保護者が母国語で理解できるようにするとともに、導入の拡大について検討していきます。
- ⑤ 全中学校での「校内サポートルーム」の運営、双葉中学校における「チャレンジクラス」（不登校対応校内分教室）の開設、総合教育センターにおける「ふれあいスクール明石」での支援等、不登校児童生徒に多様な学びの場を提供していきます。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度


令和10(2028)年度


令和11(2029)年度


拡充・検討・実施

(2) 教育職員が担う業務の適正化

各学校において教育職員を取り巻く勤務環境の整備を進めるためには、校務をつかさどり所属教育職員を監督する校長がリーダーシップを発揮して働き方改革に関する取組を推進していくことが重要です。校長は、学校組織のリーダーとして教育職員が担う業務の適正化を図ります。

◆取組① 働き方改革に配慮した教育課程の編成			
【これまでの取組と成果】 葛飾区教育委員会は、各学校へ教育課程を編成するにあたっては、学校教育法で定める標準授業時数に十分留意して定めること、教育職員の働き方改革の視点を十分に踏まえ、各学校の指導体制に見合った授業時数を設定することを徹底してきました。			
【今後の取組】 適切な教育課程を編成するよう、引き続き各学校に指導・助言を行います。また、標準授業時数を大きく上回る（年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成する学校には、真に必要な時間数かどうか検討・精査させるなど、適切な教育課程の編成に向けて指導します。			
令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
実施 			

◆取組② 学校行事等の精選			
【これまでの取組と成果】 各学校は、管理職のリーダーシップの下、地域や児童生徒の実態を考慮しながら、学校行事等の在り方や内容の見直しを進めてきました。			
【今後の取組】 各学校において、引き続き個々の学校行事等の教育的効果や教育上真に必要なものかを検討しながら、精選や重点化に努めます。			
令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
実施 			

◆取組③ 職務経験が少ない教育職員への支援			
【これまでの取組と成果】 葛飾区の新規採用教育職員数は令和 5 年度 103 名、令和 6 年度 127 名、令和 7 年度 158 名と近年急速に増加しており、現在では、採用 3 年目までの職務経験が少ない教育職員が全体の約 2 割を占める状況になっています。 これまでも、職務経験が少ない若手教育職員には、授業時数や校務分掌の軽減に取り組むとともに先輩教育職員が相談に乗りアドバイスを行ってきましたが、最近では、東京都教育委員会によるメンター制度や臨床心理士等の専門家による新規採用教育職員との個別面談(相談)制度を活用して様々な面から助言・指導を行っています。			
【今後の取組】 引き続き職務経験が少ない教育職員への負担軽減に努め、教育職員としての成長を促し、職場への定着を図ります。			
令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
実施 			

◆取組④ 学校評価の結果に基づく学校運営改善措置の適切な設定

【これまでの取組と成果】

各学校では、毎年、学校関係者評価委員会を設置し、自己評価・学校関係者評価を実施しています。また、葛飾区教育委員会では、希望する学校の5校程度を対象に、外部有識者が専門的な見地から評価及び助言を行う第三者評価を実施しており、学校運営の見直しに努めています。

【今後の取組】

学校評価の結果に基づく学校運営の改善措置の実施が、教育職員の在校等時間の長時間化につながらないようにするため、当該措置を本計画に適合させていきます。

令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
実施			

◆取組⑤ 学校運営協議会を置く学校における「学校運営の基本方針」への本計画の反映

【これまでの取組】

葛飾区では、令和 8 年度から松上小学校、新小岩中学校の 2 校に学校運営協議会を設置し、翌年度以降も学校運営協議会の設置校を順次拡大していきます。

設置校では、校長が「学校運営の基本方針」をつくり学校運営協議会の承認を得て、同方針に基づき学校経営を行います。

(※) 学校運営協議会とは、保護者や地域の方々が学校運営に参加することで生まれる地域の力を学校運営に生かし、「地域とともにある学校づくり」を推進するための会議体のことで、学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と呼びます。

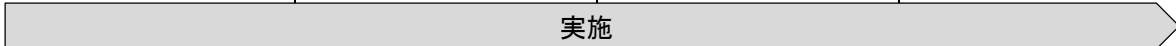
【今後の取組】

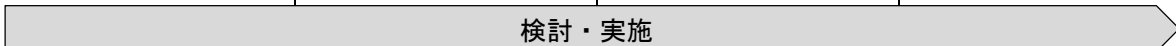
「学校運営の基本方針」作成に当たっては、本計画の趣旨と沿うよう適切に策定し、教育職員に過度の負担が生じることがないように取り組みます。

令和 8 (2026) 年度	令和 9 (2027) 年度	令和 10 (2028) 年度	令和 11 (2029) 年度
実施			

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

学校が対応する必要がある課題が複雑化し、困難度が増す中で、全国的に精神疾患による病気休職者が増加しており、教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組が喫緊の課題となっています。

◆取組① 産業医による職場巡視・面接指導の実施			
<p>【これまでの取組と成果】 葛飾区教育委員会は、これまで葛飾区立学校産業医を1名任用し、学校の職場環境の安全点検や教育職員からの心身の健康に関する健康相談に対応してきました。</p> <p>さらに、令和3年度からは新たに葛飾区立学校働き方改革推進産業医を3名任用し、月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員は希望制で、月の時間外在校等時間が100時間を超えた教育職員は義務制で面接指導を行っています。面接指導の結果、在校等時間の短縮につながった事例や産業医の指示で医療機関への受診につながった事例などがあり効果を上げています。</p> <p>面接指導を受けた教育職員からは、「産業医の目線からアドバイスをしてもらい気持ちが楽になった」などの声も寄せられています。</p> <p>また、職場巡視において、長時間勤務教育職員の多い学校の管理職に対してヒアリングを行い、時間外在校等時間の縮減等について助言を行っています。</p> <p>【今後の取組】 引き続き産業医による職場巡視や面接指導を実施し、管理職に対する専門的立場からの指導・助言や、教育職員に対する個別の助言や指導を行うことで、健康に働くことができる職場環境の整備や教育職員の心身の健康の保持・増進に努めます。</p>			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
			

◆取組② 安全衛生対策の充実			
<p>【これまでの取組と成果】 葛飾区教育委員会は、教育職員の心身の健康を保ち、安全に働くことのできる環境をつくるため次の取組を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用教育職員を対象としたメンタルヘルス講演会の実施 ・啓発紙「葛飾区立学校安全衛生委員会だより」の発行 ・産業医による健康相談の実施 ・教職員ハラスメント相談窓口の設置 ・【東京都事業】教職員アウトリーチ型相談事業(臨床心理士等の訪問面談)の活用 ・【東京都事業】新規採用教員メンター(気軽に相談できる環境づくり)の導入 ・職場用チェックリストを用いた職場環境の自主点検の実施 ・学校職場巡視の実施(再掲) ・長時間勤務者に対する面接指導の実施(再掲) ・ストレスチェックの実施 ・安全衛生委員会の開催 <p>【今後の取組】 各健康事業がより活用されるよう、また希望者が確実に参加することができるよう、周知の徹底や利用しやすい実施方法を検討します。また、東京都教育委員会が設置するメンタルヘルス相談窓口や東京都教職員互助会が実施する「こころの相談室」等、東京都の公立学校に勤務する教育職員が利用できる窓口・制度等について、引き続き周知していきます。</p>			
令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
			

◆取組③ ストレスチェックの充実（再掲）

【これまでの取組と成果】

葛飾区教育委員会は、平成28年度から全学校の教育職員に対してストレスチェックを実施してきました。直近3年間における受検率の推移は、令和5年度87.8%、令和6年度89.0%、令和7年度93.2%と増加しています。

高ストレス者に該当した教育職員に対しては、希望制で産業医による面接指導を行っています。また、学校管理職を対象に、専門講師による集団分析結果の活用に係る研修会を実施し、各学校におけるストレスチェックの有効活用を推進してきました。

【今後の取組】

引き続きストレスチェックを実施し、教育職員への周知を徹底することで受検率を高めていきます。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

◆取組④ 勤務間インターバルの拡大

【これまでの取組と成果】

葛飾区教育委員会は、定時退庁日の設定や勤務時間外における電話自動応答機能の設定、会議の精選等により、時間外在校等時間を削減する取組を着実に実施してきました。

これらにより、国の指針で求められている、終業から始業までの継続した休息時間の確保について、令和7年10月における全教育職員の出退勤の記録では、平均退勤時刻が午後5時56分、平均出勤時刻は午前7時43分となっており、目安とされている11時間の勤務間インターバルを十分に確保できています。

【今後の取組】

引き続き教育職員の退勤時間を早める取組を実施するとともに、繁忙期間でも概ね11時間の勤務間インターバルを確保することができるよう、学校に周知徹底を図り、勤務間インターバルの拡大を目指します。他の職層と比較して時間外在校等時間が長時間の傾向にある副校長については、副校長補佐の配置拡大や活用を行うことで退勤時間を早めるよう取り組んでいきます。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

◆取組⑤ 年次有給休暇の取得促進

【これまでの取組と成果】

学校閉庁日や定時退庁日の設定、会議や学校行事の精選等に取り組み、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めてきました。教育職員の平均取得日数は全体で15.8日（令和6年度）と比較的高い水準となっていますが、職層や職場環境によって取得のしやすさに差異があるものと認識しています。

【今後の取組】

全ての教育職員が仕事上の責任を果たしつつ、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、その取組の一つとして、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めます。

管理職に対して、教育職員への休暇の取得を促進するよう徹底します。日頃から職場内のコミュニケーションを図り、周囲の教育職員が休暇取得時に相互に協力し合える雰囲気づくりや、学校の状況に応じて休暇取得日数の目標を定めるなど、安心して休暇を取得できる職場環境を整備します。

令和8(2026)年度

令和9(2027)年度

令和10(2028)年度

令和11(2029)年度

実施

7 本計画の推進に向けて

(1) 保護者・地域への周知と理解促進

本計画を推進し、教育職員の長時間勤務の更なる改善と、学校教育の質の維持・向上を図っていくためには、保護者や地域の方々のご理解とご協力が不可欠です。本計画の意義について、区ホームページや広報紙、その他の機会を通じて、広く周知してまいります。

(2) 実施状況の公表及び総合教育会議での報告

本計画を推進するにあたり、区ホームページへの掲載等により、実施状況を公表します。また、実施状況を総合教育会議に報告し、区長部局と連携を図ることで、取組の更なる改善につなげます。

(3) 取組の効果検証と見直し

本計画における取組について、毎年度その実施効果を検証し、必要に応じて取組の見直しを図ります。また、文部科学省・東京都教育委員会等の動向や社会情勢の変化を把握し、検討すべき事項が生じた場合は、新たな取組も含めて本計画への反映を検討していきます。

(4) 文部科学省・東京都教育委員会への働きかけ

学校におけるより良い勤務環境を整備するためには、国や東京都による支援等が必要です。葛飾区教育委員会は、国や東京都に対して、教育職員定数の拡大や外部人材の拡充に係る補助等の制度改善、財政的支援等について、他の自治体と連携しながら働きかけていきます。